9

労働・助成金情報 特急便

第124号(2023年5月)

深川経営労務事務所 社会保険労務士 深川 順次 〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL: 092-409-9257 FAX: 092-409-9258

今回は年金の受取額にも関係してくる標準報酬月額を決定する『資格取得届』と『算定基礎届』と『月額変更届』についてご紹介します。

資格取得届 (資格取得時決定)

被保険者が資格取得した際の報酬に基づいて一定方法によって報酬月額を決定し、資格取得月からその年の8月(6月1日から12月31日までに資格取得した人は、翌年の8月)までの各月の標準報酬とします。

<報酬の算定方法>

・月によって報酬が定められる場合

基本給のほかに家族手当、通勤手当等の手当を含めた額になります。通常、残業がある場合は、残業も含めて計算をします。

・日、時間によって報酬が定められる場合

日給の場合は、日給×労働日数。時間給の場合は、時間給×労働時間数で計算をした額になります。そして、家族手当、通勤手当等の支給がある場合は報酬に含めます。

算定基礎届 (定時決定)

健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に $4\sim6$ 月に支払った賃金をもとに年一回、標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。

基本給が変わらなくても、普段よりも残業が多かった場合や、歩合給が多かった場合には、以前の標準報酬月額よりも大幅に上がることもあります。

標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納める保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。新しい標準報酬が決定した際には、被保険者へお知らせください。給与支給の際にお知らせいただく事で、従業員から『手取りが減っている』『社会保険料が前より多くとられている』などの問い合わせや疑問が減らせると思います。

◆ 対象者

7月1日現在に社会保険に加入しているすべての被保険者です。

ただし、対象外になる方がいます。

<対象外>

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7 月改定の月額変更届を提出する方
- ④ 8 月または 9 月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

◆ 届出期間

7月1日から7月10日

◆ 対象となる報酬

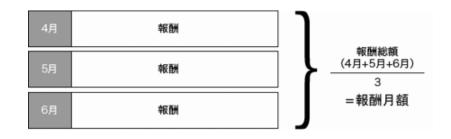
労働者が労働の対償として受ける全てのものを含みます。現物で支給される通勤定期券、食事、住宅も 含みます。ただし、対象外のものがあります。

<対象外>

大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職手当、 出張旅費、交際費、慶弔費、傷病手当金、 労災保険の休 業補償給付、年3回以下の賞与など

◆ 標準報酬の算定方法

基本的には、 $4月 \cdot 5月 \cdot 6$ 月に支給された報酬の合計を3か月で割った平均月額で決まります。



月額変更届(随時改定)

昇給や降給により基本給などの固定給に変動があった場合に届出をします。

新しい標準報酬の改定の時期は、変更後の報酬が初めて支給された月から起算して 4 カ月目の標準報酬 月額から改定されます。

<対象となる例>

- 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

<月額変更のチェックポイント>

- 昇給や降給等で固定的賃金に変動がありましたか?
- 変動月以降引き続く3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上ですか?
- 変動月から3ヵ月間の報酬の平均額と現在の標準報酬月額に2等級以上の差がありますか? 上記3点に該当する場合は、月額変更届を提出します。

届出は事業主の義務のため罰則があります。年金事務所の調査などで指摘された場合、遡って手続きすることになり、事務手続きが煩雑になります。固定給が昇降給した場合には、忘れずに確認をすることが必要です。

参考サイト:厚生労働省ホームページ「標準報酬月額、賞与等」